

## 議案第2号

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月25日提出

日進市長 萩野幸三

### 1 提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の超過勤務命令の上限の設定に係る人事院規則の改正に準ずるため、日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

### 2 主な改正点

時間外勤務に関し必要な事項を規則で定める規定を追加する。

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条 例 第 号

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略 3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務</u> <u>に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。